

みえ医療福祉生協労組ニュース

発行:みえ医療福祉生協労働組合 発行日 2025 年 9 月 9 日 No. 230

1 日の労働時間は長くとも 6 時間ぐらいに！？

労働組合が突拍子もないことを言っているわけではありません。

これは、今、全職員学習が呼びかけられている民医連「ケアの倫理」カフェ Vol.6 に書いてあることです。

MIN-IREN ケアの倫理 café

「1 日 8 時間労働というのは、労働運動が勝ち取ってきた成果でもあるが、ケアの時間はどうしても限られてくるし、仕事中心の生活にならざるを得ない。1 日の労働時間は長くとも 6 時間ぐらいにする必要がある。ゆとりが増えれば、仕事以外のことに関心を向けられるし、家庭内の無償労働（ケア）の偏りの是正、ジェンダー不平等を解消していく推進力にもなるだろう」

たしかに 1 日 6 時間労働を実現するには、国レベルの取り組みなど、さまざまなハードルがあると思います。しかし、今まさに経営側がやろうとしていることは、理想とは裏腹に労働時間を増やす(年間+約 144 時間)ということです。



経営側は労組に対し、提案の内容について協議を呼び掛けるのではなく、8 月 1 日に一方的な通告を行いました。

改めて労働組合の考え方をお知らせします

労働組合の要求は

- 経営側は今回の提案を **いったん取り下げるべき** ということです。

9/4 の団交で、経営側は対象職場の職員に意思確認を行い、「止める、見直す、進める」を年内に判断し、必要なら再提案すると言われました。しかし、経営側と対等な立場で交渉することが法律で認められている労組の要求に対しては頑なに拒否しながら、職場の意見を聞いて判断すると言われても、にわかに信じられません。同団交で堀尾専務は「いったん（40 時間に）統一したうえで、（37 時間と 40 時間の）選択制も含めて検討していく必要はある」と述べました。しかし、仮に 40 時間統一後に選択制を検討したとしても、それで困る人には遅すぎます。選択制を検討するなら今です。労組としては県労働委員会の仲裁のもと、皆が納得できる働き方とはどういったものなのか？労使が共に誠実に話し合っていく努力を続けていきます。

引き続き、皆様のご意見をお寄せください

労働組合特設サイト <https://www.mhwc-union.com/>

